

## 浜松市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律審査基準

平成30年4月16日 浜消局達第14号  
改正 平成31年4月1日 浜消局達第8号  
改正 令和元年12月20日 浜消局達第162号

浜松市消防局

## 目 次

第 1 総則	・・・ 1 - 1 ~ 2
第 2 液化石油ガス販売事業の登録	・・・ 2 - 1 ~ 3
第 3 保安機関の認定又はその更新	・・・ 3 - 1 ~ 3
第 4 一般消費者等の数の増加の認可	・・・ 4 - 1 ~ 2
第 5 保安業務規程の制定又は変更の認可	・・・ 5 - 1
第 6 液化石油ガス販売事業者の認定	・・・ 6 - 1 ~ 2
第 7 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可	・・・ 7 - 1 ~ 2
第 8 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可	・・・ 8 - 1 ~ 2
第 9 貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	・・・ 9 - 1 ~ 2
第 10 充てん設備の許可	・・・ 10 - 1 ~ 2
第 11 充てん設備の変更の許可	・・・ 11 - 1 ~ 2
第 12 充てん設備の完成検査	・・・ 12 - 1 ~ 2
第 13 充てん設備の保安検査	・・・ 13 - 1 ~ 2
第 14 液化石油ガス設備工事の届出	・・・ 14 - 1 ~ 7
第 15 特定液化石油ガス設備工事事業開始の届出	・・・ 15 - 1
第 16 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求	・・・ 16 - 1
第 17 許可申請取下げの申出	・・・ 17 - 1
第 18 許可の取消しの申出	・・・ 18 - 1

## 第1 総則

### 1 目的

この浜松市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律審査基準は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）に係る申請について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定による審査基準を定めるとともに、同法第6条の規定による標準処理期間の手続きについて定め、及び必要な指導事項を定める。

### 2 用語の定義

この基準における用語の意義は、法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号。以下「政令」という。）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「省令」という。）液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）の用語の例によるほか次に定めるところによる。

- (1) 高压ガス保安法 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）をいう。
- (2) 製造細目告示 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）をいう。
- (3) 消防法 消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (4) 条例 浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号）をいう。
- (5) 細則 浜松市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成30年浜松市規則第25号）をいう。
- (6) 要綱 浜松市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律事務処理要綱（平成30年4月16日付け浜消局達第15号）をいう。
- (7) LPガス販売登録手続き手引書 液化石油ガス販売事業登録申請等について（（一社）静岡県LPガス保安協会 発行・編集）をいう。
- (8) LPガス製造手続き手引書 液化石油ガス製造許可申請等について（（一社）静岡県LPガス保安協会 発行・編集）をいう。
- (9) 消費設備 調整器（質量販売に限る。）、ゴム管、配管）及び燃焼器等配管によって接続されたもの並びに燃焼器の付属装置をいう。
- (10) 貯蔵設備 バルク貯槽、貯槽又は集合装置若しくは供給管に連結された容器により、液化石油ガスを貯蔵するものをいう。
- (11) 火気 一般の火をいい、ライターの火、たばこの火、たき火、ボイラーの火、自動車のエンジンの火花及び電気設備（防爆型を除く。）の火花等で、液化石油ガスに着火可能なすべての火及び火花をいう。
- (12) 火気を取り扱う施設 ボイラー、ストーブ等の通常定置して使用されるものをいう。

### 3 標準処理期間について

標準処理期間には、浜松市の休日を守る条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日は含まないものとする。

## 第2 液化石油ガス販売事業の登録

### 1 概要

液化石油ガスの販売事業を行おうとする者が、浜松市の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合には、消防長の登録を受けること。

根拠法令及び条項	法第3条第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	液化石油ガスの販売事業を行おうとするとき。
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	31,000円
標準処理期間	18日

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
液化石油ガス販売事業登録申請書		省令様式第1	
省令第4条第2項に規定する以下の書類		LPガス販売登録手続き手引書参照	
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が、法第4条第1項各号のいずれにも該当しないことを宣誓する書面</li> <li>貯蔵施設(貯蔵量が3000キログラム未満のものに限る。)の位置(他の施設との関係位置を含む。)及び構造並びに付近の状況を示す図面(法第11条ただし書に定める場合を除く。)</li> <li>法第11条ただし書に定める場合においては、その適合内容を証する書面)</li> <li>販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量</li> <li>液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面</li> <li>法人の定款及び登記事項証明書(法人の場合)</li> </ul>			
委任状		LPガス製造手続き手引書の例による。	

印は必ず必要な書類

印は状況に応じて必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

#### (1) 欠格事項

法第4条第1項

#### (2) 貯蔵施設

法第11条、省令第11条、第14条及び第15条

#### (3) 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示

(平成9年通商産業省告示第122号)

#### (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 通達

(平成26年10月22日付け20146901 商局第3号)

#### (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について 例示基準

(平成14年12月27日付け平成14・11・26 原院局第6号)

### 4 申請に係る留意事項

#### (1) 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求

液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書（省令様式第2）により請求することができる。（法第3条の2第3項）

手数料	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付 1通につき	630円
	液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧 1回につき	460円

#### (2) 登録行政庁の変更の場合の届出

液化石油ガス販売事業者は、登録を受けた後、法第6条の各号の一に該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行おうとする場合において法第3条第1項の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の登録をした行政庁に登録行政庁変更届書（省令様式第3）により届け出ること。（法第6条）

#### (3) 販売所等の変更の届出

液化石油ガス販売事業者は、法第3条第2項各号の事項を変更したときは、遅滞なく、液化石油ガス販売事業所等変更届（省令様式第5）により届け出ること。（法第8条第1項）

#### (4) 販売事業者の地位承継の届出

液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者は、法第10条第2項各号の一に該当する場合は、遅滞なく、その旨を液化石油ガス販売事業承継届書（甲）（省令様式第6）及び液化石油ガス販売事業承継届書（乙）（省令様式第7）により、その他の場合は、液化石油ガス販売事業承継届書（甲）（省令様式第6）により届け出ること。（法第10条第3項）

(5) 業務主任者の届出

液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、販売主任者免状の交付を受けている者であって、省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者のうちから液化石油ガス業務主任者を選任したときは、遅滞なく、業務主任者等選任届書（省令様式第10）により届け出ること。（法第19条第1項）

(6) 業務主任者の代理者の届出

液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、販売主任者免状の交付を受けている者であって、省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者又は省令で定める条件に適合する知識経験を有する者のうちから、業務主任者の代理者を選任したときは、遅滞なく、業務主任者等選任届書（省令様式第10）により届け出ること。（法第21条第1項）

(7) 廃止の届出

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス販売事業を廃止したときは、遅滞なく、液化石油ガス販売事業廃止届書（省令様式第11）により届け出ること。（法第23条）

(8) 液化石油ガス販売事業の報告

液化石油ガス販売事業者は、事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況について、毎事業年度経過後3か月以内に、液化石油ガス販売事業報告書（要綱第34号様式）により報告すること。（省令第132条）

### 第3 保安機関の認定又はその更新

#### 1 概要

保安業務を行おうとする者は、保安業務の対象となる消費者に液化石油ガスを販売する販売所が全て浜松市の区域内にある場合には、保安業務区分に従い、消防長の認定を受けることができる。

なお、認定は5年ごとにその更新を受けなければ、5年の経過によってその効力を失う。

根拠法令及び条項	法第29条第1項及び法第32条第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	(1) 認定の申請の場合 保安業務行おうとするとき。 (2) 認定の更新の申請の場合 保安機関の認定が満了する30日前まで
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	(1) 認定の申請の場合 34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額 (2) 認定の更新の申請の場合 14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
標準処理期間	(1) 認定の申請の場合 18日 (2) 認定の更新の申請の場合 10日

#### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
保安機関認定申請書		省令様式第12	
保安機関認定更新申請書		省令様式第14	認定の更新の場合
保安業務計画書		省令様式第13	
その他省令第30条第2項に規定する以下の書類		LPガス販売登録手続き手引書参照	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面(緊急時対応を行う保安機関の場合)</li> <li>・液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面</li> <li>・役員及び省令第33条に定める構成員の構成を説明した書面(法人の場合)</li> <li>・業務の種類及び概要を記載した書面(保安業務以外の業務を行っている場合)</li> <li>・法人の定款及び登記事項証明書(法人の場合)</li> <li>・申請者が、法第30条各号に該当しないことを誓約した書面</li> </ul>			
委任状		LPガス製造手続き手引書の例による。	



印は必ず必要な書類

印は状況に応じて必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

#### (1) 欠格事項

法第30条

#### (2) 認定の基準

法第31条、省令第31条から第33条まで

#### (3) 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示

(平成9年通商産業省告示第122号)

#### (4) 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について

(平成25年3月29日付け20130208商局第3号)

#### (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 通達

(平成26年10月22日付け20146901商局第3号)

### 4 申請に係る留意事項

#### (1) 認定行政庁の変更の場合の届出

法第29条第1項の認定を受けた者は、認定を受けた後、法第35条の4において準用する法第6条の規定により、同条各号の一に該当して引き続き保安業務を行おうとする場合において第29条第1項の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の認定をした行政庁に認定行政庁変更届書(省令様式第19)により届け出ること。(省令第40条)

#### (2) 保安機関変更の届出

保安機関は、法第35条の4において準用する法第8条の規定により、法第29条第2項第1号及び第3号の事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を保安機関変更届書(省令様式第20)により届け出ること。(省令第41条)

#### (3) 保安機関の承継の届出

保安機関の地位を承継した者は、法第35条の4において準用する法第10条第2項各号の一に該当する場合は、遅滞なく、その旨を保安機関承継届書(甲)(省令様式第21)及び保安機関承継届書(乙)(省令様式第22)により、その他の場合は、保安機関承継届書(甲)(省令様式第21)により届け出ること。(省令第42条)

#### (4) 廃止の届出

保安機関は、保安業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を保安業務廃止届書(省令様式第25)により届け出ること。(省令第43条)

(5) 保安業務実施状況の報告

保安機関は、事業年度における法第27条第1項各号に掲げる保安業務の実施状況、その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数並びに法人にあっては、その事業年度中の役員又は省令第33条各号に掲げる構成員の構成の変更について、毎事業年度経過後3か月以内に、保安業務実施状況報告（要綱第35号様式）により報告すること。（省令第132条）

## 第4 一般消費者等の数の増加の認可

### 1 概要

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を認定時における保安業務を行う一般消費者等の数の範囲を超えて増加しようとするときは、消防長の認可を受けること。

根拠法令及び条項	法第33条第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	一般消費者等の数の増加をしようとするとき
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との 合計額
標準処理期間	10日

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
一般消費者等の数の増加認可申請書		省令様式第15	
保安業務計画書		省令様式第13	
その他省令第35条第1項に規定する書類		LPガス販売登録手続き手引書参照	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面(緊急時対応を行う保安機関の場合)</li> <li>・液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面</li> </ul>			
委任状		LPガス製造手続き手引書の例による。	

印は必ず必要な書類

印は状況に応じて必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

#### (1) 認可の基準

法第31条、省令第31条から第33条まで

#### (2) 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示

(平成9通商産業省告示第122号)

#### (3) 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について

(平成25年3月29日付け20130208商局第3号)

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 通達

(平成26年10月22日付け 20146901 商局第3号)

#### 4 申請に係る留意事項

##### 一般消費者等の数の減少の届出

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を認定時における保安業務を行う一般消費者等の数の範囲を超えて減少したときは、遅滞なく、その旨を一般消費者等の数の減少届書（省令様式第16）により届け出ること。（法第33条第2項）

## 第5 保安業務規程の制定又は変更の認可

### 1 概要

保安機関は、保安業務規程を制定し、又は変更しようとする場合は消防長の認可を受けること。

根拠法令及び条項	法第35条第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	保安業務規程を制定し、又は変更しようとするとき
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	不要
標準処理期間	10日

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
保安業務規程認可申請書		省令様式第17	
保安業務規程変更認可申請書		省令様式第18	変更の場合
保安業務規程			
委任状		LPガス製造手続き 手引書の例による。	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

#### (1) 保安業務規程に定めるべき事項

省令第39条第2項

#### (2) 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について

(平成25年3月29日付け20130208 商局第3号)

#### (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 通達

(平成26年10月22日付け20146901 商局第3号)

## 第6 液化石油ガス販売事業者の認定

### 1 概要

液化石油ガス販売事業者は、保安確保機器の設置及び管理の方法が省令で定める基準に適合していることについて、消防長の認定を受けることができる。

根拠法令及び条項	法第35条の6第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定を受けようとするとき
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	販売契約を締結している一般消費者等の数が 1,000戸未満の場合 55,000円 1,000戸以上10,000戸未満の場合 80,000円 10,000戸以上の場合 110,000円
標準処理期間	18日

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
液化石油ガス販売事業者認定申請書		省令様式第26	
運営管理規程		LPガス販売登録手続き手引書参照	
委任状		LPガス製造手続き手引書の例による。	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

#### (1) 保安確保機器の設置及び管理の方法

省令第46条

#### (2) 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示

(平成9年通商産業省告示第121号)

#### (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 通達

(平成26年10月22日付け20146901 商局第3号)

#### 4 申請に係る留意事項

##### (1) 液化石油ガス販売事業者状況の報告

認定液化石油ガス販売事業者は、事業年度末における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を毎事業年度経過後3か月以内に、認定液化石油ガス販売事業者状況報告書(省令様式第27)により報告すること。(法第35条の7)

##### (2) 認定液化石油ガス販売事業者承継状況の報告

ア 第1号認定液化石油ガス販売事業者は、合併その他の事由による事業の継承により、当該承継の日に認定対象消費者割合が70パーセントを下回った場合には、遅滞なく、認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書(省令様式第27の2)により報告すること。(法第35条の7)

イ 第2号認定液化石油ガス販売事業者は、合併その他の事由による事業の継承により、当該承継の日に認定対象消費者割合が50パーセントを下回った場合には、遅滞なく、認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書(省令様式第27の2)により報告すること。(法第35条の7)

## 第7 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可

### 1 概要

液化石油ガス販売事業者は、貯蔵量3,000キログラム以上の貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとするときは、貯蔵施設又は特定供給設備ごとに消防長の許可を受けること。

根拠法令及び条項	法第36条第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとするとき
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
標準処理期間	18日

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
貯蔵施設等設置許可申請書		省令様式第28	
貯蔵施設又は特定供給設備の位置(他の施設との関係位置を含む。)及び付近の状況を示す図面		LPガス販売登録手続き手引書参照	省令第51条第2項
防火管理の計画書		要綱第18号様式	
委任状		LPガス販売登録手続き手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

- (1) 貯蔵施設及び特定供給設備の技術上の基準  
省令第14条、省令第52条から第55条
- (2) 高圧ガス設備等耐震設計基準  
(昭和56年通商産業省告示第515号)
- (3) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示  
(平成9年通商産業省告示第123号)
- (4) パルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示  
(平成9年通商産業省告示第127号)
- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について



て

(平成14年12月27日付け平成14・11・26原院第6号)

(6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 通達

(平成26年10月22日付け20146901商局第3号)

## 第8 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可

### 1 概要

液化石油ガス販売事業者は、貯蔵量が3,000キログラム以上の貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更をしようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、消防長の許可を受けること。ただし、貯蔵施設の撤去その他省令で定める軽微な変更を除く。

根拠法令及び条項	法第37条の2第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	貯蔵施設又は特定供給設備の変更をしようとするとき
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
標準処理期間	14日

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
貯蔵施設等変更許可申請書		省令様式第29	
貯蔵施設又は特定供給設備の位置(他の施設との関係位置を含む。)構造及び付近の状況を示す図面		LPガス販売登録手続き手引書参照	省令第56条第2項
防火管理の計画書		要綱第18号様式	
委任状		LPガス販売登録手続き手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

- (1) 貯蔵施設及び特定供給設備の技術上の基準  
省令第14条、省令第52条から第55条まで
- (2) 高圧ガス設備等耐震設計基準  
(昭和56年通商産業省告示第515号)
- (3) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示  
(平成9年通商産業省告示第123号)
- (4) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示

(平成9年通商産業省告示第127号)

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

(平成14年12月27日付け平成14・11・26原院第6号)

(6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 通達

(平成26年10月22日付け20146901商局第3号)

#### 4 申請に係る留意事項

##### 軽微な変更の届出

液化石油ガス販売事業者は、法第37条の2第1項ただし書の貯蔵施設の撤去その他省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を貯蔵施設等変更届書(省令様式第30)により届け出ること。(法第37条の2第2項)

## 第9 貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査

### 1 概要

法第36条第1項又は法第37条の2第1項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくはその位置、構造、設備若しくは装置を変更したときは、完成検査を受け、省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用してはならない。

根拠法令及び条項	法第37条の3第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	貯蔵施設又は特定供給設備の設置又は変更の工事が完成したとき
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	<p>(1) 設置する場合 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項または第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>(2) 位置、構造、設備又は設備を変更する場合 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
標準処理期間	7日(検査日から)

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
貯蔵施設等完成検査申請書		省令様式第31	
(添付書類)		LPガス販売登録手続き 手引書参照	関係書類及び写真
委任状		LPガス販売登録手続き 手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

(1) 完成検査の方法

省令第62条

(2) 高圧ガス設備等耐震設計基準

(昭和56年通商産業省告示第515号)

(3) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示

(平成9年通商産業省告示第123号)

(4) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示

(平成9年通商産業省告示第127号)

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

(平成14年12月27日付け平成14・11・26原院第6号)

(6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 通達

(平成26年10月22日付け20146901商局第3号)

### 4 申請に係る留意事項

(1) 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査受検の届出

法第36条第1項又は法第37条の2第1項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けたときは、貯蔵施設等完成検査受検届書(省令様式第33)により届け出ること。(法第37条の3第1項ただし書)

(2) 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査の報告

高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関は、法第37条の3第1項ただし書の完成検査を行ったときは、貯蔵施設等完成検査結果報告書(省令様式第34)により届け出ること。(法第37条の3第2項)

## 第10 充てん設備の許可

### 1 概要

供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、充てん設備ごとに、その使用の本拠の所在地が浜松市の区域内であるときは、消防長の許可を受けること。

根拠法令及び条項	法第37条の4第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	供給設備に液化石油ガスを充てんするための充てん設備を設置しようとするとき
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	充てん設備の許可の場合 28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額
標準処理期間	18日

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
充てん設備許可申請書		省令様式第35	
充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類		LPガス販売登録手続き手引書参照	省令第63条第2項
充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面			
委任状		LPガス販売登録手続き手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

#### (1) 充てん設備の技術上の基準

省令第64条

#### (2) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示

(平成9年通商産業省告示第127号)

#### (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

(平成14年12月27日付け平成14・11・26原院第6号)

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 通達

(平成26年10月22日付け 20146901 商局第3号)

第37条の4(充てん設備の許可)関係

第3項中「経済産業省令で定める所在地」とあるが、高圧ガス保安法第5条第1項又は第14条第1項の許可を受け同法20条第1項又は第3項の完成検査を受けた移動式製造設備(液石則第2条第7号の移動式製造設備に限る。)であって、かつ、法第37条の4第1項の許可を受けている充てん設備に係る「経済産業省令で定める所在地」のみの変更については、当分の間、軽微な変更として取り扱うこととする。

#### 4 申請に係る留意事項

##### (1) 軽微な変更の届出

充てん事業者は、次に掲げる充てん設備の軽微な変更をするときは、遅滞なく、その旨を充てん設備変更届(省令様式第37)により届け出ること。(法第37条の4第3項)

ア 液化石油ガスの通る部分の取替え(同型式のものに限る。)

イ 液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え

ウ 充てん設備の廃止

##### (2) 充てん事業の報告

充てん事業者は、事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している充てん作業者の数について、毎事業年度経過後3か月以内に、充てん事業報告(要綱第36号様式)により報告すること。(省令第132条)

##### (3) 高圧ガス保安法の製造(製造移動製造設備)の許可を同時に受ける場合

同時に高圧ガス保安法の製造(移動式製造設備)の許可を受けようとする場合は高圧ガス保安法第5条第1項又は法第14条第1項の規定に留意すること。

## 第 1 1 充てん設備の変更の許可

### 1 概要

充てん事業者は、充てん設備の使用の本拠の所在地、構造、設備又は装置を変更しようとするとき、その使用の本拠の所在地が浜松市の区域であるときは、消防長の許可を受けること。

根拠法令及び条項	法第 3 7 条の 4 第 3 項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（0 5 3 - 4 7 5 - 7 5 4 2）
提出先	消防局予防課
提出時期	充てん設備の変更の許可を受けようとするとき
部数	2 部（正本 1 部及び副本 1 部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	充てん設備の許可の場合 1 7 , 0 0 0 円に変更に係る充てん設備の数 を乗じて得た金額
標準処理期間	1 4 日

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
充てん設備変更許可申請書		省令様式第 3 6	
充てん設備の変更の内容がわかる書類		L P ガス販売登録手続き 手引書参照	省令第 6 5 条
委任状		L P ガス販売登録手続き 手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

#### (1) 充てん設備の技術上の基準

省令第 6 4 条

#### (2) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示

（平成 9 年通商産業省告示第 1 2 7 号）

#### (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

（平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日付け平成 1 4 ・ 1 1 ・ 2 6 原院第 6 号）



(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 通達

(平成26年10月22日付け 20146901 商局第3号)

第37条の4(充てん設備の許可)関係

第3項中「経済産業省令で定める所在地」とあるが、高圧ガス保安法第5条第1項又は第14条第1項の許可を受け同法20条第1項又は第3項の完成検査を受けた移動式製造設備(液石則第2条第7号の移動式製造設備に限る。)であって、かつ、法第37条の4第1項の許可を受けている充てん設備に係る「経済産業省令で定める所在地」のみの変更については、当分の間、軽微な変更として取り扱うこととする。

#### 4 申請に係る留意事項

軽微な変更の届出

(1) 充てん事業者は、次に掲げる充てん設備の軽微な変更をするときは、遅滞なく、その旨を充てん設備変更届(省令様式第37)により届け出ること。(法第37条の4第3項)

ア 液化石油ガスの通る部分の取替え(同型式のものに限る。)

イ 液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え

ウ 充てん設備の廃止

(2) 高圧ガス保安法の製造(移動式製造設備)の許可を同時に受ける場合

同時に高圧ガス保安法の製造(移動式製造設備)の許可を受けようとする場合は高圧ガス保安法第5条第1項又は法第14条第1項の規定に留意すること。

## 第12 充てん設備の完成検査

### 1 概要

充てん事業者は、充てん設備を設置し、又はその位置、構造、設備若しくは装置を変更したときは、完成検査を受け、省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用してはならない。

根拠法令及び条項	法第37条の4第4項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	充てん設備の設置又は変更の工事が完成したとき
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	(1) 設置する場合 36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額 (2) 所在地、構造、設備又は装置を変更する場合 27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
標準処理期間	7日(検査日から)

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
充てん設備完成検査申請書		省令様式第38	
(添付書類)		LPガス販売登録手続き 手引書参照	
委任状		LPガス製造手続き手引 書の例による。	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

#### (1) 完成検査の方法

省令第71条

#### (2) 高圧ガス設備等耐震設計基準

(昭和56年通商産業省告示第515号)

#### (3) 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示

(平成9年通商産業省告示第123号)

#### (4) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示

(平成9年通商産業省告示第127号)

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

(平成14年12月27日付け平成14・11・26原院第6号)

(6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 通達

(平成26年10月22日付け20146901商局第3号)

#### 4 申請に係る留意事項

(1) 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査受検の届出

充てん事業者は、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けたときは、充てん設備完成検査受検届書(省令様式第40)により届け出ること。(法第37条の4第4項)

(2) 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査の報告

高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関は、完成検査を行ったときは、遅滞なく、その旨を充てん設備完成検査受検届書(省令様式第41)により届け出ること。(法第37条の4第4項)

## 第13 充てん設備の保安検査

### 1 概要

充てん事業者は、充てん設備について、その使用の本拠の所在地が浜松市の区域内であるときは、経済産業省令で定めるところにより、定期的に消防長が行う保安検査を受けなければならない。

ただし、使用を休止した充てん設備であって、消防長にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査）を受けた日から当該充てん設備を再び使用しようとする日までの期間が1年以上であるものにあつては、当該充てん設備を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

根拠法令及び条項	法第37条の6第1項
所管部課名（電話番号）	消防局予防課（053-475-7542）
提出先	消防局予防課
提出時期	前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査）を受けた日（省令第81条第2項の規定により保安検査を受けたものとみなされた日を含む。）から1年を超えない日（休止充てん設備にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の30日前）まで
部数	2部（正本1部及び副本1部）
手数料 （浜松市収入証紙により納付）	27,000円に検査に係る充てん設備の数に乗じて得た金額
標準処理期間	7日（検査日から）

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
充てん設備保安検査申請書		省令様式第44	
委任状		LPガス販売登録手続き 手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申請者が代理人の場合に必要な書類

### 3 審査基準

#### (1) 保安検査の方法

省令第84条

#### (2) バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示

（平成9年3月17日付け通商産業省告示第127号）

#### (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

（平成14年12月27日付け平成14・11・26原院第6号）

- (4) 高圧ガス保安法の製造（移動式製造設備）の許可を同時に受ける場合の保安検査  
製造設備が法第37条の4第1項の充てん設備であって、同法第37条の6第1項本文の保安検査を受けているもの又は同項ただし書の規定に基づき届け出ている場合は、高圧ガス保安法に係る保安検査は不要となるものであること。（製造細目告示第13条第2項第3号）

#### 4 申請に係る留意事項

- (1) 高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査受検の届出  
充てん事業者は、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けたときは、充てん設備保安検査受検届書（省令様式第46）により届け出ること。（法第37条の6第1項）
- (2) 高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の報告  
高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関は、法第37条の6第1項ただし書の保安検査を行ったときは、遅滞なく、その旨を充てん設備保安検査結果報告書（省令様式第47）により届け出ること。（法第37条の6第3項）

## 第 1 4 液化石油ガス設備工事の届出

### 1 概要

学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であって、省令で定めるものに係る液化石油ガス設備工事(省令で定めるものに限る。)をした者は、遅滞なく、その旨を消防長に届け出なければならない。

根拠法令及び条項	法第 3 8 条の 3 第 1 項
所管部課名(電話番号)	管轄の消防署
提出先	管轄の消防署
提出時期	工事後、遅滞なく
部数	2 部(正本 1 部及び副本 1 部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	
標準処理期間	

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
液化石油ガス設備工事届書		省令様式第 4 8	
(添付書類)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に係る供給設備の所在地に係る案内図及び付近状況図</li> <li>・ 貯蔵設備の貯蔵能力に係るバルク貯槽、貯槽又は容器の設置場所の配置図及び貯蔵設備の構造図</li> <li>・ 工事の内容に係る供給設備から消費設備までのガス配管図(又はアイソメ図)</li> <li>・ 配管気密試験結果の写し及び液化石油ガス設備工事台帳の写し</li> <li>・ バルク貯槽にあっては、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の写し</li> </ul>			

印は必ず必要な書類

### 3 液化石油ガス設備工事の届出に係る留意事項

#### (1) 届出の施設又は建物

設備工事の届出の対象となる施設又は建物は、一般消費者等に供給するもので省令第 8 6 条に基づき別表第 1 に掲げるもの(以下「8 6 条施設」という。)とする。

#### (2) 届出の貯蔵設備の貯蔵能力

設備工事の届出の対象となる貯蔵設備の貯蔵能力は、次に定めるものとする。

- ア バルク貯槽及び貯槽の場合 5 0 0 キログラムを超え、1 , 0 0 0 キログラムの未満のもの
- イ 容器の場合 5 0 0 キログラムを超え、3 , 0 0 0 キログラム未満のもの

### (3) 届出書の記載事項

- ア 届出を行う者は、当該工事を行った設備士又は設備士を雇用（委託を含む。）している液化石油ガス販売事業者等であること。
- イ 「工事に係る供給設備又は消費設備の所在地」欄は、消費設備を有する86条施設の所在地を記載するものであること。ただし、供給設備の設置場所が当該86条施設の所在地から離れた場所に設置され、その記載される所在地から供給設備の設置場所が判明しない場合には、供給設備の所在地を記載するものであること。
- ウ 「当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称」欄は、86条施設に係る所有者又は占有者の氏名又は名称であること。
- エ 「当該設備の使用目的」欄は、調理用、湯沸かし用、冷暖房用等と具体的に記載するほか、サービス業種の場合は、レストラン、ドライブイン、旅館業、浴場業等と記載されているものであること。
- オ 「貯蔵設備の貯蔵能力」欄は、貯蔵設備における液化石油ガスの合計量をキログラム表示で、kg（ボンベ kg× 本）等と記載されているものであること。
- カ 「工事の内容」欄は、供給設備の設置及び供給設備の変更（供給管の延長）等と記載されているものであること。

### (4) 添付書類の記載事項

- ア 「付近状況図」は、当該設備設置場所から半径30メートル程度の周囲の状況が網羅されているものであること。
- イ 「バルク貯槽、貯槽又は容器の設置場所の配置図」は、当該設置場所から第1種保安物件、第2種保安物件及び火気又は火気を取り扱う施設までの距離が記載され、かつ、当該距離が法に定める保安上のそれぞれの距離以上のものであること。ただし、第1種保安物件及び第2種保安物件までの距離は、当該距離が必要となる供給設備に限るものであること。
- ウ 「貯蔵設備の構造図」は、当該容器の置場の障壁、屋根、火気遮へい板等の構造及び材質並びに換気口の寸法及び個数、容器倒防止の措置（くさり掛け）等について記載されているものであること。

また、消火設備及び警戒標の設置が必要となる供給設備においては、その設置箇所が記載されているものであること。

- エ 「供給設備から消費設備までのガス配管図」は、ガス配管経路が赤色等で他のものと区別され、当該配管の口径、材質及び埋設等の別が明瞭に記入されているとともにガス漏警報器の設置場所が記載されているものであること。

### (5) 貯槽等の告示検査等に伴う消費調整時の貯蔵能力の特例

省令第87条第2項で準用する省令第21条第2項の規定により、告示検査等に伴う消費調整の際は、供給設備に係る貯蔵設備に液化石油ガスを充填できないよう封印する等の措置を講じた場合には、当該貯蔵設備に実際に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯蔵設備の貯蔵能力とし、これに仮設容器等の貯蔵能力を合算してその貯蔵能力とする。（別表2及び参考例参照）

## 別表第 1

## 省令第 86 条に定める施設又は建築物（86 条施設）

省令第 86 条に定める種類	該当する用途施設又は建築物	該当しない施設等
1 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設	公民館、集会場、体育館、結婚式場、文化会館、市民会館、福祉センター	屋外スケート場、観覧場、水族館、ショールーム、野球場
2 キャバレー、ナイトクラブ、遊技場、その他これらに類する施設	バー、パチンコ店、ビリヤード店、ゲームセンター、ダンスホール、ボーリング場、スポーツセンター、スイミングクラブ	
3 貸席及び料理飲食店	料亭、レストラン、ドライブイン、喫茶店、スナック、パブ、店内で飲食できる食物販売店、一般消費者に直接販売する給食センター及び仕出し店	理容所、美容院、揚物店、惣菜店、弁当店、製造卸の給食センター及び仕出し店
4 百貨店及びマーケット	スーパーマーケット、コンビニエンスストア	家具店等単品の店舗展示場
5 旅館、ホテル、寄宿舍及び共同住宅	簡易宿泊所、モーター、山小屋、保養所、民宿、合宿所、下宿者、国民宿舎、マンション、ペンション、貸別荘、学生寮、刑務所、研修所 給食、宿泊、寄宿舍等の日常生活上に必要な老人福祉施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生施設及び知的障害者救護施設	海の家（料理飲食店にあたるものは 3 に該当） 小規模な下宿屋、間貸
6 病院、診療所及び助産所	医院、保養所、クリニック、精神病院、歯科院、医療目的の老人福祉施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生施設及び知的障害者救護施設（日常生活の目的の場合は 5 に該当）	
7 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校	専修学校、理容美容学校、料理学校、タイピスト学院、和裁洋裁学校	保育園、乳児園、塾、職業訓練校、予備校、各種講習所
8 図書館、博物館及び美術館	郷土館、記念館	画廊
9 公衆浴場	特殊浴場、サウナ浴場、銭湯、鉱泉浴場	
10 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）	各種交通機関待合所	各種交通機関職員休憩所
11 神社、寺院、協会その他これらに類する施設	神宮、礼拝堂、説教所、社務所、庫裏	
12 床面積の合計 1,000 m <sup>2</sup> 以上である事務所（1～11 に掲げるものに該当するものを除く。）	官公庁舎 事務所（会議室及び休憩所等の合算）の一部に小売店等を営むとき、その面積を除いた残りの事務所自体が 1,000 m <sup>2</sup> に満たない場合は該当しない。	



別表2

省令第87条第2項において準用する省令第21条第2項の規定による消費調整時の特例に係る手続き

貯蔵設備の貯蔵能力	消費調整時の特例による合計貯蔵能力	仮設容器等設置時に必要な手続き 1	仮設容器等撤去時に必要な手続き 1
500kg超1,000kg未満（設備工事届出対象）	1,000kg以上	許可	法第37条の2第2項による届出
	1,000kg未満		×
300kg以上500kg以下（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱い届出対象）	500kg超1,000kg未満		×
	500kg以下	×	×
300kg未満（届出対象外）	500kg超1,000kg未満		
	500kg以下	2	2

- 1 許可 法第36条の規定による貯蔵施設等の設置の許可  
 法第38条の3の規定による設備工事届（消費調整時の設備工事届記入例参照）  
 消防法第9条の3第1項の規定による圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出  
 消防法第9条の3第1項の規定による圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの廃止の届出  
 × 既存設置されているものであり、消費調整による一時的なものであるため手続きは不要

2 貯蔵能力300kg未満（届出対象外）のバルク貯槽に係る消防法第9条の3の届出の扱い

貯蔵設備の貯蔵能力	仮設容器等の貯蔵能力	消費調整時の特例による合計貯蔵能力	仮設容器等設置時に必要な手続き 1	仮設容器等撤去時に必要な手続き 1
300kg未満（届出対象外）	300kg以上	300kg以上 500kg以下		
		300kg以上 500kg以下		
	300kg未満	300kg未満	不要	不要

省令第21条第2項

貯蔵能力が1,000キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力とすることができる。

消費調整時の設備工事届記入例

様式第48（液石省令第88条関係）

整理番号	
受理年月日	

（例）

## 液化石油ガス設備工事届書

平成 年 月 日

浜松市消防長

株式会社 ガス  
代表取締役

住所 浜松市 区

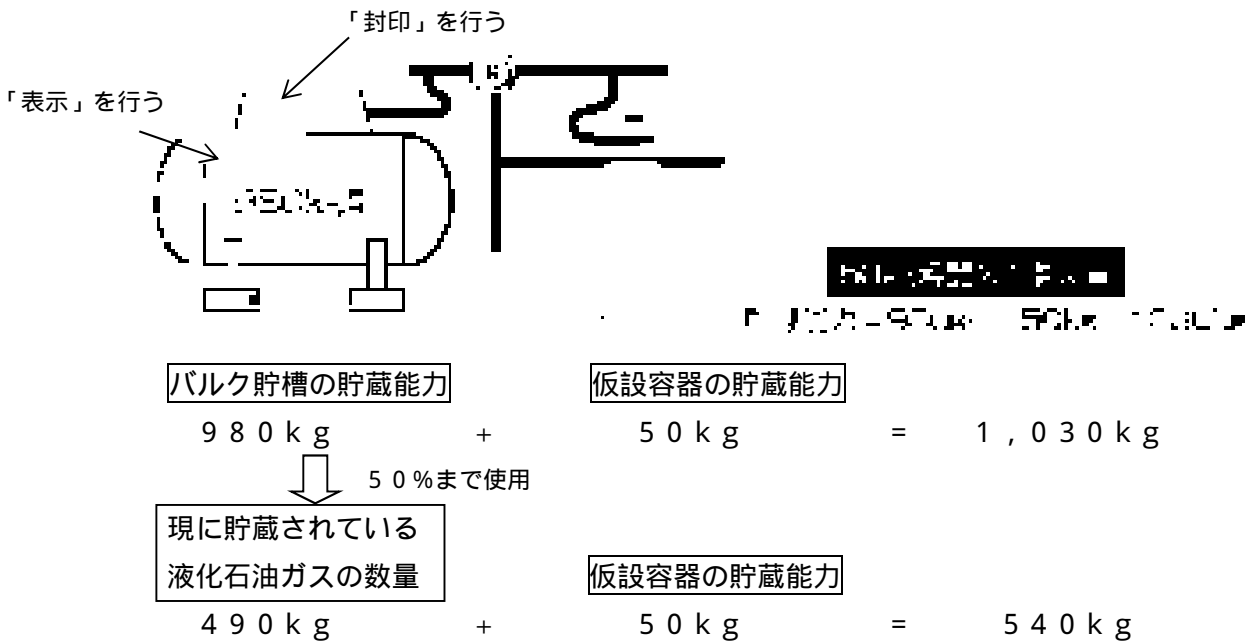
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	浜松市 区
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	
当該設備の使用目的	共同住宅各戸への供給
貯蔵設備の貯蔵能力	現に貯蔵されている数量 490 kg 仮設容器の貯蔵能力 50kg (合計) 540kg (バルク貯槽の貯蔵能力 980kg)
工事の内容	告示検査に伴う仮設容器の設置 平成 年 月 日 仮設容器撤去予定

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 印の項は記載しないこと。
  - 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

省令第87条第2項 特例の運用例

参考例1



【仮設容器設置時】

規則第21条第2項（消費調整時の特例）の規定により、特定供給設備とはみなされないが、合算後の貯蔵能力が500kg超で、

- 一 供給管の延長を伴う工事
- 二 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

に該当するので、設備工事届が必要となる。

【仮設容器撤去時】

仮設容器の撤去のときの手続きは必要ない。

法に設備工事届に係る廃止の届出の規定はない。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3に規定する液化石油ガス設備工事に係る供給設備の廃止の届出について」(平成17・04・05原院第1号)

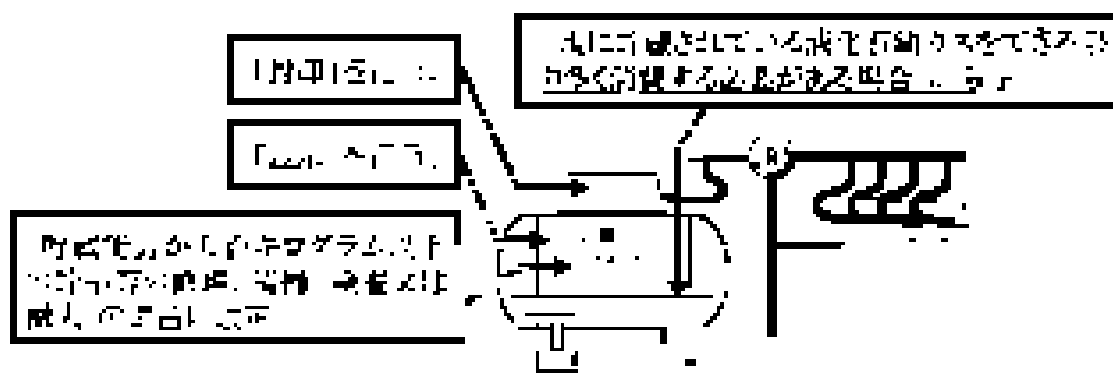


条例で定めれば廃止の届出をさせることができる。



浜松市の場合、定めていない。消防法第9条の3第2項（圧縮アセチレンガス等の廃止）の届出で指導することとなっている。

参考例 2



バルク貯槽の貯蔵能力		仮設容器の貯蔵能力		
498 kg	+	300 kg	=	798 kg
↓				
30%まで使用				
現に貯蔵されている 液化石油ガスの数量		仮設容器の貯蔵能力		
99.6 kg	+	300 kg	=	399.6 kg

設備工事届は不要となるが、仮設容器の貯蔵能力が300 kg 以上

消防法第9条の3に規定する圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出の扱いは？



バルク貯槽の貯蔵能力が300 kg 以上500 kg 未満の場合は、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出がされているはずなので、原則、仮設容器のために重ねて届出を求めない。

バルク貯槽の貯蔵能力が300 kg 未満の場合で合算後の貯蔵能力が300 kg 以上となる場合は、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出が設置、廃止共に必要となる。

## 第15 特定液化石油ガス設備工事事業開始の届出

### 1 概要

特定液化石油ガス設備工事事業者は、事業所ごとに管轄する消防長に届け出なければならない。

根拠法令及び条項	法第38条の10第1項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	事業の開始の日から30日以内
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	
標準処理期間	

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
特定液化石油ガス設備工事事業開始届書		省令様式第56	
(添付書類) ・液化石油ガス設備士免状の写し ・自記圧力計の数			
特定液化石油ガス設備工事事業変更届書		省令様式第57	法第38条の10第1項各号の事項に変更があったとき
(添付書類) ・液化石油ガス設備士免状の写し ・自記圧力計の数			
特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書		省令様式第58	特定液化石油ガス設備工事事業を廃止したとき

印は必ず必要な書類

## 第16 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求

### 1 概要

液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、消防長に謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

根拠法令及び条項	法第3条の2第3項
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとするとき。
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付 1通につき630円 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧 1回につき460円
標準処理期間	

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
液化石油ガス販売事業者登録簿 謄本交付(閲覧)請求書		省令様式第2	

印は必ず必要な書類

## 第 1 7 許可申請取下げの申出

### 1 概要

法の規定による許可等の申請をした者が、その許可等を受ける前に、当該申請をした者の意思により当該申請を取り下げようとするときは、消防長に申し出ることができる。

根拠法令及び条項	
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	許可等の申請をした後で、その許可等を受ける前に、当該申請をした者の意思により当該申請を取下げようとするとき。
部数	2部(正本1部及び副本1部)
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	なし
標準処理期間	

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
許可申請等取下申出書		要綱第37号様式	
委任状		L P ガス販売登録手続き 手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申出者が代理人の場合に必要な書類

### 3 申出に係る留意事項

納付された申請手数料については、還付できないものであること。

## 第18 許可等の取消しの申出

### 1 概要

法第36条第1項、第37条の2第1項、第37条の4第1項又は第37条の4第3項の許可を受けた後で、当該許可を受けた者の都合により当該許可の事由が消失し、当該許可の取消しを受けようとするときは、消防長に申し出ることができる。

根拠法令及び条項	
所管部課名(電話番号)	消防局予防課(053-475-7542)
提出先	消防局予防課
提出時期	許可を受けた後で、当該許可を受けた者の都合により当該許可の事由が消失し、当該許可の取消しを受けようとするとき。
部数	1部
手数料 (浜松市収入証紙により納付)	なし
標準処理期間	

### 2 必要書類

書類名	必要な書類	書類様式	備考
許可取消申出書		要綱第47号様式	
許可書		取消しを受けようとする許可の許可書	返納すること。
委任状		LPガス販売登録手続き手引書参照	

印は必ず必要な書類

印は申出者が代理人の場合に必要な書類

### 3 申出に係る留意事項

- (1) 納付された申請手数料については、還付できないものであること。
- (2) 本申出による許可の取消しは、法第25条、第26、第35条の3、第35条の10第1項、同条第2項及び第37条の7第1項の規定による許可の取消しに該当しないもので、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号二に該当するものとして同号ただし書の規定により不利益処分以外の処分に当たるものとして行うものであること。